

第5回 伊万里市農業委員会会議

1 日 時 令和8年5月7日(木)
開会 15時00分
閉会 15時45分

2 場 所 伊万里市役所 第3会議室

3 出 席 13名

4 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	欠	9	渕上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 5番 中島 一男

12番 前田 勉

5 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	土井 清隆	副事務局長	小國 八郎
書 記	池田 晃樹		

6 その他出席者

なし

7 付議事項

議案第 1 6 号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第 1 7 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 1 8 号	農地法第 4 条の申請について
議案第 1 9 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 2 0 号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について
議案第 2 1 号	農地利用最適化推進委員候補者の選定について

8 報告事項

報告第 1 2 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について
報告第 1 3 号	農地等の形質変更届出について
報告第 1 4 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

9 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は2番 山口 光壽委員です。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 中島 一男委員、12番 前田 勉委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。 本日の議案数は、6つです。 議案第16号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件 議案第17号 農地法第5条の申請について 2件 議案第18号 農地法第4条の申請について 2件 議案第19号 農地法第3条の申請について 5件 議案第20号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について 利用権設定 通年 16件 借受者の変更 6件 議案第21号 農地利用最適化推進委員候補者の選定について 1件 また、報告事項は、3つです。 報告第12号 農地法第18条第6項通知の受理について 2件 報告第13号 農地等の形質変更届出について 1件 報告第14号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 13件 となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第16号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第16号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてご説明させていただきます。 議案は1ページになります。 図面は1ページから8ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人は令和7年9月に社員寮及び駐車場として農地法第5条許可を受け、事業に着手していましたが、工事進捗状況報告の中で社員寮の棟数や造成等の土地利用が当初の計画から変わっていたため、県から指導があり、今回の事業計画変更承認申請をなされたものです。 議案第16号 2番については以上です。

議長	議案第１６号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第１６号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。 続きまして、議案第１７号 農地法第５条の申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第１７号 １４番についてご説明します。 議案は２ページになります。 図面は９ページから１１ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第３種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 続きまして、議案は２ページ、１５番になります。 図面は１２ページから１４ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第２種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第１７号 については以上２件です。
議長	それでは１４番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請人の代理人から連絡がありました。区長さん、生産組合長さんの確認がとれているとのことだったので、現地の確認に行きました。現地は、住宅地に残っている畑で、隣に社員寮が建築されていて、畑を駐車場にするという転用申請でした。隣接地権者の承諾、区長、生産組合長の確認も取れていて、特に問題が無いと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	１４番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、１５番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請人が駐車場として借り入れをしたいということで、行政書士さん、申請人、地権者、開発公社、区長さんと現地で立ち会いを行いました。隣接地は、県道、開発公社の道路、ため池の水路となっておりますので、何も問題は無いと思い

	ます。雨水については、県道の側溝と水路への自然排水となっています。区長さんと生産組合長さんと現地で印鑑を押しました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	15番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請2件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第18号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第18号 2番についてご説明します。 議案は3ページになります。 図面は15ページから17ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が資材置場として使用するための申請です。 なお、許可を受けずに令和5年頃に資材置場として使用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 続きまして、議案は3ページ、3番になります。 図面は18ページから20ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が農業用資材置場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第18号 については以上2件です。
議長	2番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は自分の家の前の田んぼで、許可を受けずに農機具等を置いていたということで、始末書を付けて申請がされています。ご審議よろしく願います。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	家の近くに農機具等を置きたいということで、転用申請がされています。現地確認を行い、雨水は側溝があり心配ありませんでした。生産組合長さん、区長

	さんが印鑑を押しておられたので私も良いと思い印鑑を押しました。審議をお願いします。
議長	3 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第 4 条の申請 2 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第 19 号 農地法第 3 条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 19 号 5 件について御説明いたします。 議案は 4 ページから 5 ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第 19 号 については以上 5 件です。
議長	議案第 19 号 について議案の 4 ページから 5 ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第 19 号 農地法第 3 条の申請については許可といたします。 続きまして、議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定の通年 16 件について説明をお願いします。
事務局	議案第 20 号 利用権設定の通年について御説明します。 議案の 6 ページから 9 ページに農用地利用集積等促進計画書を、10 ページから 17 ページに明細書を掲げております。 借受人が 11 名、貸付人が 16 名で、面積は田が 31,690㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは議案に記載しているとおりです。 議案第 20 号 利用権設定の通年については以上です。
議長	議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。 続きまして、議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の

議長	借受者の変更について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２０号 借受者の変更について御説明いたします。 議案の１８ページから１９ページに農用地利用集積等促進計画書を、２０ページから２３ページに明細書を掲げております。 東山代干拓農地流動化計画の変更に伴う借受者の変更です。 議案第２０号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の借受者の変更については以上です。
議長	議案第２０号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の借受者の変更について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第２０号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の借受者の変更については申し出のとおりに決定します。 続きまして、議案第２１号 農地利用最適化推進委員候補者の選定について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２１号 農地利用最適化推進委員候補者の選定についてご説明させていただきます。 農業委員会等に関する法律第１７条において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。 令和５年７月に委嘱している推進委員が３年の任期満了となるため、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を行い、提出された書類等を基に、推薦を受ける者及び応募する者の評価を行い、選定を行うものです。 議案の２４ページから２８ページに候補者の経歴や推薦団体について記載しております。 候補者については、２月１３日から３月１２日までの間、公募を行い、伊万里市内１０地区、定数各２名に対して、１０地区それぞれ２名、計２０名の推薦がっております。 推進委員の委嘱は、改選後、新体制の農業委員会が行うことになります。本日の会議では、候補者の選定を行い、改選後の農業委員会へ申し送りいたします。 議案第２１号 農地利用最適化推進委員候補者の選定についての説明は以上です。
議長	推薦があった２０名について、農地利用最適化推進委員候補者に選定することについて、ご意見、ご質問はありませんか <なし>

議長	無いようですので、２０名の候補者を承認し、改選後の農業委員会へ提案することとします。 議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。 報告第１２号 農地法第１８条第６項通知の受理について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第１２号 について御説明します。 議案は２９ページになります。 ２件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。 報告第１２号 については以上です。
議長	報告第１２号 農地法第１８条第６項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、報告第１３号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第１３号 について御説明します。 議案の３０ページ ５番になります。 図面は２１ページから２３ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 嵩上げをして、野菜を作付け畑として利用するための届出です。 報告第１３号 については以上です。
議長	５番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請地が道路の高さから２メートルぐらい低く、残土を利用して道の高さまで上げるという計画でした。現状確認し、区長さん、生産組合長さんの印鑑が押してありましたので、私も印鑑を押しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	報告第１３号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、報告第１４号 農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第１４号 について御説明いたします。 議案は、３１ページになります。 １番から１３番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。

事務局	報告第14号 についての説明は以上です。
議長	報告第14号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第5回農業委員会会議を閉会します。